別記第五十三号様式(南極調査員の不在者投票における受信用紙の様式)(第五十条関係)

受信日時 (投票送信用紙の必要事項記載部分を受信すべき部分) (切取り線)	(投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分) 市(区)(町)(村)選挙管理委員会　印

備　考

1　受信用紙は、投票送信用紙の投票記載部分及び必要事項記載部分をそのままの大きさで受信できるものでなければならない。

2　受信用紙は、投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分を直接外部から見ることができないように覆いを設けられるように調製しなければならない。

3　投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分は、通常用いられている投票用紙と同様の紙質及び外観を有するものでなければならない。

4　投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分には、投票送信用紙の賛成又は反対の文字に〇を記載する欄を受信すべき部分と重ならないように、南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印をあらかじめ押しておかなければならない。

5　受信用紙に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印については、別記第四十九号様式(南極調査員の不在者投票における投票送信用紙の様式)の備考四及び五に準ずる。